

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 30%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 15%

（注）手数料が求職者の賃金の50/100（同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎）を超える場合は、50/100を限度とする。